



人と組織の成長を支援する経営者のサポーター

2018

7月号

社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 長沢運輸事件・ハマキョウレックス事件 大注目の最高裁判決下る

正社員と非正規社員の賃金格差を巡る裁判で、最高裁の判決が6月1日下されました。この裁判は、手当について不合理な格差を禁じた労働契約法第20条について、最高裁が初めて判断を下すということでものすごく注目されていました。

長沢運輸事件とハマキョウレックス事件の概要

【長沢運輸事件】

正社員と同じ職務である嘱託社員（定年退職後再雇用となった社員）の賃金が、正社員より低いのは違法であると訴えた裁判。

【ハマキョウレックス事件】

契約社員の「無事故手当」「作業手当」「給食手当」「通勤手当」「皆勤手当」の5つの手当が、同じ職務である契約社員に対して支給されないのはおかしい。正社員だけに支給されている手当を、契約社員にも支給すべきだと求めた裁判。

■ 訴訟内容

	長沢運輸訴訟	ハマキョウレックス訴訟
原告	定年後再雇用の運転手	契約社員の運転手
年収の差	定年前は500万円超	正社員の運転手は約600万円
	再雇用後は約380万円	契約社員は約360万円
一審判決	賃金の引き下げは不合理	通勤手当の格差は不合理
二審判決	賃金の引下げは不合理ではない	通勤、無事故、作業、給食の格差は不合理
最高裁判決	精勤、時間外労働手当の格差のみ不合理	二審判決に加え皆勤手当も不合理

<争点>

正社員と同じ仕事なのに賃金に格差があるのは不当である。

<判決のポイント>

定年後再雇用の賃金が下がることについて以下を考慮すべき

- 定年まで正社員として長年賃金を受け取ってきた
- 年金受給の予定がある
- 賃金項目ごとに個別に判断すべき
- 正社員と同じ賃金そのまま非正規社員に適用されるわけではない
- 賃金項目を個別に考慮すべき

結論としては、

「定年後再雇用、待遇格差は不合理ではない」

「一部手当の不支給は違法」

となりました。

ハマキョウレックス事件では正社員・非正規社員の待遇格差について、賃金総額だけでなく、賃金項目ごとに判断すべきだとし、長沢運輸事件では定年後再雇用の場合は賃金が低下しても必ずしも不合理ではないという判断が示されたため、企業側の混乱は最小限にとどまるのではないかと考えられます。

信濃毎日新聞の社説には、「定年まで賃金が支給されていることや、年金が支給される予定であることを理由に賃金を下げるとするのは、論点がすり替わっているのではないか」との記事が掲載されていました。

まさにその通りだと思います。

総務省の労働力調査によると、日本の60歳以上の就業者数は約1300万人。60歳～64歳の継続雇用者は正社員が約35%、嘱託・契約社員が約60%となっていて、約8割が定年前と業務内容が変わらないと回答。企業側は賃金上昇の影響を受けてしまうため、判決には経済界からの要望もあったのではと推測しています。



マンスリーピックアップ

平成30年度

～[新設・改正] おすすめの助成金～

平成30年度の雇用関係助成金が4月に厚生労働省より公表されました。

最近の厚生労働省の助成金の傾向として、社員の育成、定着、正社員登用、育児、介護、60歳以上の雇用などに重点が置かれています。政府の進める働き方改革と生産性の向上も大いに関連しています。

ただ、ここ数年の助成金と比べると目ぼしいと思えるものがなく、申請できる会社も限られるという印象を受けます。

助成金の受給には、申請前準備から給付まで半年から数年とかなりの時間がかかります。さらに新たな制度を導入し、実際に取り組まなくてはなりません。

しかし、助成金は国の施策を実現する為に支給されるものであり、返済する必要がないので企業経営に大きなメリットがあります。

以下でオススメの助成金を2つご紹介していきます。

①キャリアアップ助成金

(正社員コース：有期 ⇒ 正社員)

オススメ度：☆☆☆☆

難易度：☆☆☆☆☆

受給額：☆☆☆☆☆

有期契約労働者(雇用期間が通算6か月以上3年以下)が「正社員転換制度」に基づき正社員転換し、6か月経過すると申請ができます。転換後の賃金総額が5%以上増加している必要があります。

<コメント>

審査が非常に厳しい(特に長野県において)助成金です。サービス業や運送業など勤務時間が不規則な会社や残業が多い会社などは労務管理ができていない場合が多く、受給するには高い壁があります。製造業など勤務時間が一定の会社では、申請しない理由が見当たりません。

転換形態	助成金額(1人当たり)
有期⇒正社員	57万円(※72万円)
有期⇒無期契約社員	28.5万円(※36万円)
無期契約社員⇒正社員	28.5万円(※36万円)

②65歳超雇用推進助成金

(高齢者無期雇用転換コース)

オススメ度：☆☆☆☆

難易度：☆☆☆☆☆

受給額：☆☆☆☆☆

6か月以上勤務する50歳以上定年未満(65歳限度)のパートタイマー等有期契約社員を無期契約社員に転換し、6か月経過すると申請ができます。

<コメント>

キャリアアップ助成金との違いは、賃金5%アップのルールが無いことです。賃金据え置きで申請ができます。また、キャリアアップ助成金では、正社員転換日時点で1年以内に定年になる場合は対象になりませんが、この助成金は転換日時点で50歳以上定年未満であれば申請ができます。

これらのことから特にお得な助成金です。

なお対象となる無期契約社員は、最低でも週20時間以上勤務し雇用保険に加入しなくてはなりません。

助成金額(1人当たり)	48万円(※60万円)
-------------	-------------

※生産性要件を満たした場合の額

助成金を活用するには、正しい労務管理が行われていることが前提となります。助成金は企業の労働保険料が財源です。保険料を払うばかりではなく、これらの制度を有効活用してはいかがでしょうか。

<助成金申請の事前チェックリスト>

- タイムカード(出勤簿)
- 賃金台帳(給与明細など)
- 労働条件通知書または雇用契約書
- 労働者名簿
- 社会保険・雇用保険の適正な加入
- 労働保険料の未納がないこと
- 就業規則
- 過去6か月以内に会社都合で解雇していないこと



弱小と揶揄されたサッカー日本代表がコロンビアに勝ってからというもの、日本列島は手のひらを返したように選手を称賛しています。セネガル戦でも2点のビハインドをはねのけドローとなり、もしかして強さは本物だなと誰も思ったのではないのでしょうか。ポーランドとの一戦はスタンドだけでなく世界から激しいブーイングを受けてしまいました。セネガルはグループリーグをフェアプレーポイントで敗退した初めてのチームとなりました。しかし日本は過去2回、決勝トーナメントで得点を挙げたことがありません。主力選手を温存できず、疲労がたまった選手で戦いました。一方ベルギーはイングランドとの最終ラウンドで主力のほとんどを温存しました。コロンビア戦がそうだったように、日本の奇跡を見たいものです。(野口)

